

藍住町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藍住町マスコットキャラクター「あいのすけ」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、町が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン及び展開デザイン(別図)のことをいう。

2 キャラクターデザインの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に掲げる権利を含む。)は、すべて藍住町に帰属する。

(キャラクターの使用承認申請)

第3条 キャラクターを使用する者は、あらかじめ使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りでない。

- (1) 藍住町及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 藍住町内の学校、幼稚園、保育所(園)等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 藍住町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) キャラクターのデザインを第7条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
 - (7) その他町長が使用について不適當であると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申請に関し、同項各号に該当するため使用が不適當と判断した場合、使用承認の不可について、その理由を明記した使用承認不可

通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用料）

第5条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 商品等は、完成後、速やかに使用報告書（様式第4号）に完成品を添えて町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、完成品の提出に代えることができるものとする。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、使用（内容変更）通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、第7条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、使用承認取消書（様式第6号）をもって通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。
 - 4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を

一切負わない。

(損害及び損失処理の責任)

第10条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、使用者は、自己の責任によってすべてを解決するものとし、町は、一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。